

システム保守に伴う サービス停止のお知らせ

システム保守作業のため、証明書コンビニ交付サービスおよび市民サービスセンターでの一部サービスの利用を停止します。なお、停止期間を変更する場合は市HPでお知らせします。

証明書コンビニ交付サービスの利用停止

システム保守作業のため、12月23日(水)・24日(木)の終日、1月16日(土)・17日(日)の終日、マイナンバーカード(個人番号カード)および住民基本台帳カード(住基カード)を利用した「証明書コンビニ交付サービス」のご利用ができません。

詳しくは、窓口サービス課住民登録グループ(☎47-8764)へ。



市民サービスセンターでの戸籍証明書の発行停止

戸籍システム保守作業のため、1月16日(土)の終日、市民サービスセンターでの戸籍証明書の発行を停止します。なお、戸籍証明書の発行以外の業務については、通常どおり行います。

詳しくは、窓口サービス課戸籍グループ(☎47-8763)へ。

水道管も冬支度!!

寒さ増す、この季節…

冬になると屋外の蛇口や水道管が凍結したり、破裂したりしやすくなります。

次の点に注意し、水道管の凍結や破裂を防ぎましょう。詳しくは、水道課(☎47-8692)へ。

凍結を防ぐには・・・

屋外のむき出しになっている水道管や蛇口に、保温材料や布きれなどを巻きつけ、その上からビニールテープなどを下から上に巻き、冷たい空気が直接あたらないようにしてください。

凍って水が出ないときは・・・

凍った部分をタオルなどで包み、その上からゆっくりとぬるま湯をかけてください。熱湯を直接かけると破裂することがあるので注意してください。

破裂したときは・・・

止水栓を閉め、破裂した部分に布やテープを巻いて応急処置をしてください。その後、市指定給水装置工事業者に修理を依頼してください。また、空家では水道管の破裂に気付かず水漏れの被害が拡大するおそれがあります。水道を使用していない家屋は、事前に止水栓を閉めておくようにしてください。

※止水栓はメーターボックス内もしくはその周辺にあります

ご確認ください!

屋外広告物は申請が必要です

まちなかなどに設置されている看板、道標、広告塔などは、条例上「屋外広告物」と呼びます。屋外広告物はルールに基づき表示・設置し、原則、市に申請して許可を受ける必要があります。詳しくは、都市計画課(☎47-8694)へ。

屋外広告物とは

屋外広告物とは、下の4つの要件をすべて満たすものを呼びます。営利目的か否かは問いませんのでご注意ください。 ※自分の敷地内でも規制がかかります

- ①常時または一定の期間継続して表示されるもの
- ②屋外で表示されるもの
- ③公衆に表示されるもの
- ④看板・立看板や広告塔(板)、そのほか工作物などに表示されたもの、またはこれらに類するもの

入室者募集!

留守家庭児童教室

市は、令和3年度留守家庭児童教室の入室申請書の配付と受け付けを次のとおり行います。来年度も引き続き入室を希望される人も申請が必要です。

- ◆対象/放課後などに保護者の保護を1か月に15日以上受けることができない小学1～4年生
- ◆配付・受付日時/1月16・23日、2月6・20日 いずれも土曜日の午前9時30分～正午、午後1時30分～4時30分
- ◆配付・受付場所/各小学校にある留守家庭児童教室 ※上石津地域の人は、上石津就業改善センター小会議室(1月16日、2月6日)および上石津農村環境改善センター第1会議室(1月23日、2月20日)へ
- ◆保育料(月額)/前年の世帯所得税額により3,000円～1万2,000円 ※7・8月及び時間延長の利用には、別途費用がかかります。生活保護世帯は無料
- ◆備考/土曜日・長時間の学童保育や高学年の入室を希望する人は、民間学童保育「どろんこ子どもクラブ」(☎47-6400)へ
- ◆問合せ/社会教育スポーツ課(☎47-8063)へ



ICT相談センターをご活用ください

市は、ICT初心者の方の市民の皆さんを対象に、パソコンやタブレット端末の基本操作などを相談できる、大垣市ICT相談センターを開設しています(年末年始を除く)。

面談相談	とき		ところ
	13:30～15:30	月	綾里地区センター
水・木		情報工房1階交流サロン	
18:00～20:00 (受付は19:30まで)	土	情報工房1階ロビー	
	火～日	情報工房1階交流サロン	
電話相談	とき		電話番号
	火～日 9:00～20:00(受付は19:30まで)		☎75-7008 (情報工房、FAX兼用)

●情報工房HPによる相談⇒<https://www.johokobo.com>から相談受付フォームへ

●Eメールによる相談⇒soudan@johokobo.com

審議会の傍聴ができます

公民館運営審議会		担当:社会教育スポーツ課(☎47-8039)
12/17(木)	10:00～11:00	一之瀬公民館(いちのせグリーンプラザ) ホール
・令和2年度公民館活動の実績と報告 ほか		

許可申請が必要

許可申請書(市HPからダウンロード可)に必要な書類を添付し、市に申請してください。高さや面積などの基準を審査します。また許可には、面積などに応じ、審査にかかる手数料が必要です。

なお、自己の住所・事務所などに設置する自家広告物は、1事業所につき表示面積合計10㎡以下の場合、許可申請は不要です。 ※許可期間満了後も引き続き広告物を設置する場合は、更新の手続きが必要です

安全点検の義務化

全国で屋外広告物の落下などの事故が多発しています。こうした事故を未然に防ぐため、更新申請時に、有資格者による安全点検の実施が義務化されています。

広告物を表示・設置するにあたり、広告主、所有者、広告物設置業者などは、補修その他、必要な管理を行う義務があります。

